

松戸市教育委員会会議録

令和3年10月定例会

松戸市教育委員会会議録

令和3年10月定例会

開 会	令和3年10月7日 (木) 午後2時	閉 会	令和3年10月7日 (木) 午後3時45分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	山形 照恵	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 伊藤 誠	○
	教育長職務代理者 市場 卓	○	委 員 山形 照恵	○
	委 員 武田 司	○	委 員 中西 茂	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

令和3年10月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	渡部 優樹	21		
2	学校教育部 部長	西川 康弘	22		
3	学校教育部 審議監	堤 和子	23		
4	教育企画課 課長	川野 康仁	24		
5	” 専門監	壁 和宏	25		
6	” 補佐	渡辺 貴生	26		
7	” 主幹	永淵 智幸	27		
8	” 主任主事	染谷 康太	28		
9	” 主事	山本 真優子	29		
10	学務課 課長	石橋 聡	30		
11	” 補佐	鈴木 俊世	31		
12	市立松戸高校 事務長	菊地 俊一	32		
13	社会教育課 課長	臼井 眞美	33		
14	” 補佐	若林 佐恵子	34		
15	” 補佐	齊藤 真一	35		
16	” 主査	木村 勉	36		
17	” 主任主事	前野 恵志	37		
18	” 美術館準備室長	橋本 欣之	38		
19	教育研究所 所長	佐藤 正大	39		
20	” 補佐	新木 準一	40		

令和3年10月定例教育委員会会議次第

1 日 時 令和3年10月7日(木) 午後2時より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

(2) 報 告 等

4 その他

令和3年10月定例教育委員会会議 議題目次

(1) 議案

議案第20号

令和3年度末及び令和4年度松戸市立高等学校職員人事異動方針
並びに令和3年度末及び令和4年度松戸市立高等学校職員人事異
動実施方策の制定について (学務課) …p1

議案第21号

松戸市文化財の保護に関する条例施行規則及び松戸市戸定歴史館
条例施行規則の一部を改正する規則の制定について (社会教育課) …p11

議案第22号

松戸市美術品等選定評価委員の委嘱について (社会教育課) …p29

議案第23号

指定管理者の指定について (社会教育課) …p31

(2) 報告等

① 「みんなHAPPY標準服(制服)ギャラリー」について (教育研究所)

② 新型コロナウイルスに関する社会教育施設及び学校の現状について

教育長 それでは、傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に4名の方から傍聴したい旨の申出があります。

今回の傍聴に関しましても、新型コロナウイルス感染症への対策として、傍聴の方用に別室に映像を用意し、これを視聴していただくことといたします。傍聴の方々は既に入室されております。

なお、これ以降傍聴の申出がある場合には、事務局への受付をもって別室への入室許可に代えることといたします。

本日、中西委員が所用により到着が遅れております。しかし、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定によりまして、本会議は開会することができます。中西委員には、到着次第審議に参加していただきます。

◎開 会

教育長 ただいまから令和3年10月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を山形委員にお願いします。

山形委員 はい。

教育長 よろしく申し上げます。

◎報 告

教育長 議事に入る前にご報告をさせていただきます。

市場委員さんが本日10月7日をもって任期満了となります。市場委員さんには平成25年から2期8年間、教育委員を務めていただきました。私も同じような時期からこの仕事に就かせていただいているんですが、医師会からの委員さんとして本当にいろんなアイデアも出していただきましたし、いろんな形でのご意見をお伝えいただいて、本当に助かったと思います。

特に、まちっこプロジェクト、あの活動が始まって、それが軌道に乗って、この間も冊子を頂きましたけれども、何か賞を頂いたりしているということでした。本当に医師会の皆さんとの特に学校教育での関係というのは本当に重要なものがありまして、その基を築かれたことに、本当にありがたく思っております。今回の新型コロナウイルス対策の中でも、医師会の皆さんとの連携の在り方というのは、本当に心強く感じているところがあります。

そういった意味も含めて、今日で任期が終わるのは残念なんですけれども、今後も特に連携体制についてはよろしくお願ひしたい。どうもありがとうございました。

それでは、市場委員さんから一言ご挨拶をお願いします。

市場委員 平成25年から2期8年お世話になりました。私が教育委員会になって、私が育ってきた医療界の文化とか価値観と教育の世界におけるそれと、やっぱり違うんだなということに戸惑ったりだとか、あとそれから、いわゆるレーマンコントロールということが理想としてありますけれども、それを実現することの難しさみたいなものを感じた8年間でもありました。

ただ、私が委員になったとき、当初、關教育委員会委員長がいらっしゃいましたけれども、その關先生をはじめとして数多くの尊敬する委員の方に恵まれて、私にとっては非常に勉強になる実りの多かった8年でした。どうもありがとうございました。

一方で、私が松戸の教育とか教育行政に何か貢献できたかということ、やや心もとないんですけれども、今、教育長から紹介いただいたまちっこプロジェクトの実現に一定の役割は果たしたかなとは思っております。

我々のような専門職が学校教育に直接関わるということについては、総論では賛成でも実現するとなるといろんな問題ができて、なかなか前に進まないということがしばしばあると思います。まちっこプロジェクトは既に7年目になり、実際に医療職が学校に行って授業を行うということをしています。これにはもちろん教育委員会の方々にも非常にご協力をいただいております、これからは教育界にも医療界にも役立つ事業として続けていきたいと思っておりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

また、レーマンたる教育委員が教育委員会事務局を指揮監督するということの相似形として、教育委員とか教育委員会会議を傍聴市民が監督する、そういうことも教育行政を実行していくために非常に重要なことだと思っております。毎回のように足を運んでくださって会議の緊張感の維持とか、議論の質の維持ということについて貢献いただいた傍聴人の方々にもお礼申し上げたいと思います。

8年間、どうもありがとうございました。

教育長 ありがとうございました。

それでは、ここで花束の贈呈となります。よろしく申し上げます。

(市場委員へ花束贈呈)

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めさせていただきます。

本日の議題は、議案4件、報告等2件となっております。

では、ここからの議事進行は市場委員に申し上げます。よろしく申し上げます。

◎議案第20号

教育長職務代理者 それでは、日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

初めに、議案第20号「令和3年度末及び令和4年度松戸市立高等学校職員人事異動方針並びに令和3年度末及び令和4年度松戸市立高等学校職員人事異動実施方策の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いします。

学務課長。

学務課長 学務課長の石橋です。よろしくお願いいたします。

議案第20号「令和3年度末及び令和4年度松戸市立高等学校職員人事異動方針並びに令和3年度末及び令和4年度松戸市立高等学校職員人事異動実施方策の制定について」お願いいたします。

本件につきましては、本来、千葉県教育委員会制定の令和3年度末及び令和4年度公立学校職員人事異動方針と公立高等学校職員人事異動実施細目を受けて、本市の人事異動方針、実施方策を制定すべきものです。しかしながら、今年度につきましても、過日県の人事異動方針は示されたものの、まだ県の実施細目が示されておりません。例年の状況では10月中旬に示されておりますが、それを待って本市の人事異動方針、実施方策を制定いたしますと、高校職員の異動希望調査票の提出締切りが11月初旬となっているため、日程的な余裕がなくなってしまう。こうした事情により、例年と同様に今年度も過日公表されました県教育

委員会の人事異動方針を踏まえながら、昨年度制定された県教育委員会の人事異動実施細目に準じて、本市の人事異動方針、実施方策を策定し、この10月の教育委員会定例会議に提案させていただきました。

なお、人事異動方針と実施方策は内容的には類似しておりますが、実施方策は人事異動方針で大きく示した事項について実務的な詳細を定めたものであることをあらかじめ付け加えさせていただきます。

さて、昨年度からの改正点やその趣旨については、お手元の資料6ページから8ページの新旧対照表と主な改正点と理由をお示ししてございます。今回、人事異動方針、実施方策ともに前年度からの改正点は年度表記の改正1点だけで内容的な改正はございません。具体的な改正点につきましては、資料6ページ及び7ページ、新旧対照表でご確認いただくようお願いいたします。

最後に、資料9ページの県教育委員会の人事異動方針をご覧ください。

ページ下部の第2、実施要項中、10ページの6、再任用職員については今年度から(2)校長としての豊富な経験や、優れた組織マネジメント力等を有する適任者を、校長に再任用するという方針が追加されております。松戸市立高等学校には、再任用職員は配置されないため、今回の人事異動方針への反映はございませんことを付け加えさせていただきます。

以上、市立高校の人事異動方針並びに人事異動実施方策についての説明といたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第20号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか。去年と内容は特に変わらないということですが。

伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員 まず、異動方針のほうで、これも従来からちょっと私も気になっている言葉遣いなのでお聞きしたいんですけども、いろいろ配置換えを行うとか、いろんな記述があるんですが、そこにそれを積極的にやるというのが数か所出てくるんですね。

ところが、1か所だけ実施要項の1の(4)に、次の者については強力に配置換えを行うということで、配置換えを行うのが積極的ではなくて強力にという言葉が特についていて、ちょっといろいろ考えても、強力にというのは積極的をもっとさらに進めて力づくでもやるんだよという、何かそういう非常に強い決意みたいなものが表れているのかなという感じが

するんですが。

あるいは、実施要項1の(4)のア、イ、ウのカテゴリーに属している人たちについて配置換えは行うのであれば、次の者については配置換えを行うという形で、何も入れなくても十分意味は通じるのかなというふうに思うんですが、これは県のほうにもそういう強力にとというのが入っているんで、恐らくそれに倣っておられるんだと思うんですが、何かこういうときに強力という言葉にはすごく違和感を感じてます。確かに強力に推し進めるというように言うんですけども、配置換えを行うというときに、強力に配置換えを行うと使うのは、何か言葉としてあまりなじんでなくて、しっくりこないのかなという感じがしますので、その辺をどういうふうに考えておられるのかということをお聞きしたいということです。

それから2点目が、人事異動の実施方策ですが、5ページの職種別の異動方策の2.(3)で、国際人の育成や部活動指導に理解を示し、熱心に取り組む人材を特に求めてというふうにあるんですけども、これはそういう先生方の略歴とか経歴とか、いろんな評価、評判をそういう分野で何か活躍しておられる、あるいはそういうのに熱心に取り組んでおられる、そういう先生たちを特に求めてという、そういう理解でいいのか。あるいはどこか別のところから何かそういう人たちを探してこようとしているのか、あるいはそういったここに書かれているような熱心に取り組む人材というのをもう少し具体的にどういう人たちを念頭に置いておられるのかということがご説明いただければありがたいなというふうに、その2点です。

教育長職務代理者 いかがでしょうか。2点。

学務課長。

学務課長 初めに、伊藤委員ご質疑の1点目、配置換えの強力にというところでございますけれども、基本的にはやはり学校の組織力また学校組織の活性化等を行っていくために、やはり長い間同じ職員がということではなく、様々な経験を有した職員を配置する中で、学校の組織また学校運営を活性化させていきたいというところに狙いがありますので、基本的には年数に沿って最終的に長いところにつきましては、強力にという形で進めていければというふうに考えております。

それから2点目ですが、国際人の育成や部活動についての指導というところでございますけれども、こちらも市立高校のほうの学校の特色に沿ってそれにふさわしい人材を配置することによって、学校の方針でもあります国際化また部活動の推進に努めていけるように職員を配置していきたいというふうに考えております。

以上です。

教育長職務代理者 どうぞ、引き続き。

伊藤委員 今のご説明は、こういう人たちの配置換えを行う必要性についての説明だと思うので、その点については私もまったく同感で、長くおられる人は換えなきゃいけないし、そうなんですけれども、あえてなぜここで強力になんていう、ふだんあんまりこういうところで使われないような言葉を使っておられるのがちょっと理解できない。県のほうで使われているからと言われればそれまでなんですけれども、ちょっと何か変だなという感じは依然として持っています。

それから、2点目の説明も、これも本当におっしゃることはよく分かるし、そのとおりなんですけど、そのことも言ってみれば分かっていることなんですけれども、つまり学校サイドというか我々としては、こういう人たちをどうやってリクルート、どういうところで判断されておられるのかなというそういうところがちょっと。例えば国際人の育成とか部活動指導に理解を示すというのは、なかなか分かりにくいと思うんですが、そういう人をどうやって判断して、リクルートというか、この人はこういう人だなというふうにご判断されておられるのかなというところが気になったので、依然としてお聞きしたいなと思うんですけれども。

教育長職務代理者 いかがでしょうか。強力にという言葉はなぜわざわざ、積極的でもなく、何も入れないのでもなく、あえて強力にという言葉を入れているというご質問と、国際人の育成と部活動指導に理解ということ、そういう職員の方をどのようにして連れてくるのか、引っ張ってくるのか。

伊藤委員 どうやってそういうことを判断するかという。

教育長職務代理者 その辺の何かお考えを、なかなか明確に答えにくいかもしれませんが、いかがでしょう。

学務課補佐。

学務課補佐 まず、1点目の強力にという部分ですけれども、原則としてこちらに挙げられている職員については必ず異動するということになっております。ただし、校長から公務の関係で例えばどうしても残したいというような職員がいた場合について異動を行わない場合がありますので、強力にという表現を使わせていただいております。

伊藤委員 つまり、本人の意思に反して強権を発動するような形でやらざるを得ないケースもあり得るので、あえて強力にと。

学務課補佐 そうです。

伊藤委員 ないとできないですか、これは。次の者については配置換えを行うというだけじゃできないですか。

学務課補佐 ただ、どうしても配置換えを行わない場合もございますので。

伊藤委員 でも、配置換えを行うとなっているわけでしょう。

学務課補佐 はい、強力に行うということになっております。

伊藤委員 いや、だから、仮に強力にというのがなくて、配置換えを行うと書いていて、当人が、いや、私はここに配置換えを行うと書いてあるけれども、どうしても残りたいというときに、それを強制的に配置換えするときに、強力にという言葉がないとそれができないという判断なんですか。

学務課補佐 そういう判断ではございません。

伊藤委員 じゃ、なぜあえて強力にという言葉。

学務課補佐 原則的には必ず配置換えを行うという意味合いでございます。

伊藤委員 そうですよ。でしたら、もう強力になんていうのはなくてもいいんじゃないですか。

学務課補佐 ただ、例外も出てきてしまうために必ずというか、その強力にという文言を残しておることだと思えるんですけども。

教育長職務代理者 恐らく積極的によりは強いけれども、絶対ではないという意味だと思えます、おっしゃっているのは。

学務課補佐 そうですね。

伊藤委員 何ではない。

教育長職務代理者 絶対ではない。100%ではないということなんだと思います。

学務課補佐 そうです。

伊藤委員 じゃ、次の者については必ず配置換えを行うというのではいけないんですか。

学務課補佐 そうですね、必ずではございませんので、例外もございますので。

伊藤委員 もし、次の者については配置換えを行うというんだと、むしろ例外なく配置換えになってしまうので、強力にというのはむしろない場合よりも弱いということですか。

学務課補佐 そういうことになりますね。

伊藤委員 それはちょっと知らなかった。

教育長 弱いというか例外もありますよという意味。

伊藤委員 例外がありますよというのを示すために強力になんですか。

学務課補佐 はい。

伊藤委員 それをもし積極的に配置換えを行うというのともまた違いますか。

学務課補佐 積極的よりは強い意味合いを持っているということですね。

伊藤委員 強力にのほろがない場合よりも弱いんですか。

教育長 弱いと表現すると若干意味が違ってくると思います。要するに、強力にがない場合、次の者については配置換えを行うとなった場合は100%文字どおりに行いますと。そうではなくて、若干の例外もあってもという意味合いが現状にあるので、強力にという日本語を使っているというように理解していただきたい。

伊藤委員 強力にというのと、非常に何か力づくでとか有無を言わせずという意味を持っているような私は印象を受けたんですけれども、そうじゃないんですね。

教育長 それもあると思います。

教育長職務代理者 恐らく、強く進めるのは強く進めるんでしょうけれども、教育長もおっしゃるように100%ではないということを入れるという、そういうことなんですね。

教育長 例外があるということをごここに含ませているわけです。

学務課補佐 そういうことです。

次に、2点目の国際人の育成や部活動の指導の実績をどのように判断するのかというご質問でしたけれども、部活動については大会等の実績もございますので、そちらで判断しております。また、国際人の育成等については、例えば英語の教科研究員でありますとか、そういった教科指導の面での実績を参考にさせていただいております。

伊藤委員 分かりました。ありがとうございました。

教育長職務代理者 そのほか、何かございますでしょうか。

山形委員、どうぞ。

山形委員

伊藤委員の話聞きながら本当に言葉の難しさを感じつつ、毎年この議案がある中で、県の方針に沿って変わっていくというのがいつものケースですが、1つの方針は出て実施方策のほうが出ていなくて、方針に絡めて再検討して昨年と同様というような形ですけど委員になって5年目で毎年県が変わったから変わったというような流れではあったんだと思うんですが、その部分で今回何も変わっていないところに関して何か県のほうの動きも先ほどあった再任用の校長先生の県は変わったところだとおっしゃったんですけれども、特段大きく何か変わらなかった背景などがもしあったら教えていただきたいなと思っています。

2点目が、市立松戸の1校だけのことですけれど、女性の管理職となりますと校長先生、副校長や教頭先生という配置にはなるとは思うんですが、それ以外で、今現状分かりましたら、女性の先生の例えば学務主任だとかそういう配置のところで女性の登用の現状なども教えていただけたらと思います。

教育長職務代理者 学務課長でよろしいですか。

1点目が県の方針が校長先生のところ以外は変わらなかった背景みたいなことですか。

山形委員 そうですね。それで、だからこちらも変わらなかった、それでよかったのかどうかというか、そういう動きなのかどうかというところですね。

教育長職務代理者 県のことだから松戸市は分からないと言われればそれまでなんですが、何か今年ほとんど変わらなかった理由がある程度分かれば教えてほしいということ、1点目が。

2点目は、女性の職員の方の登用がどれぐらい進んでいるか、その辺を教えてほしいということだと思います。

学務課長。

学務課長 失礼いたします。

基本的には、方針また方策につきましては、県のほうの方針、方策を受けて市のほうも検討しているところです。また、今年度のように再任用校長の内容等、新たに入ってきたものがございます。こういったものも今後実施要項等が新たに発出されましたら、それに基づきまして市のほうも今年度の状況を踏まえまして、また次年度検討していきたいというふうに考えております。基本的には、単年度の更新になっていきますので、その県の変更も踏まえながら今後市の内容についても検討のほうは進めながら、方針、方策のほうを決定させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

2点目につきましては事務長のほうから話をさせていただきます。

教育長職務代理者 市立高校事務長。

市立松戸高校事務長 2点目についてご答弁します。

管理職というか、市立高校には校務分掌がございまして、分担としましては総務だったりとか、教務部または生徒指導、生徒会部とかいろいろあるんですけれども、その中に国際交流部というのがございます。この主任をやっているのが女性の先生がやっております。また、各学年ごとに学年主任がございまして、今、2学年の学年主任が女性の先生がやっております。今のところ2名なんですけれども、来年度に向けては事務のほうからも積極的

に登用してはいかがということをご提案させていただきたいと思います。

以上です。

教育長職務代理者 よろしいでしょうか。

山形委員 ありがとうございます。

1点目の県の方針に沿っていくというところもとても分かるところではありますが、先生たちは県の方たちなのでというところも大きくあるとは思いますが、松戸市の大切な高校の先生なので、例えば松戸市ならではというものも何かしら方針に入っても、それは県の指導が入るのかもしれないんですが、ここに載らないようなそういうようなものももしかしたらもう風土としてあるのかもしれないですけども、本当に大切な高校の先生たちがやはり柱になると思うので、その部分を今後も協力して、よりよい環境のためにお願いいたしますというところと、2点目のところで、女性の先生の登用のほうもどんどん進んでいくとは思いますが、民間企業のGoogleの研修に出たときに、女性自身が管理職になりたいという背景を持っていたりとか、そういうことが多いというのが民間の調べですが、かなり多くありました。働く環境等々も少しずつよくなっているとは思いますが、ぜひその点も配慮しながら、やはり先生が幸せなこととか、先生が心地よく働けることが全て生徒にフィードバックされると思うので、その点も配慮しながら引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

教育長職務代理者 ご意見いただきました。ありがとうございます。

武田委員、どうぞ。

武田委員 2点、お伺いします。

以前からあるので、いつ聞いてもというところもあったんですけども、(5)の職員として適格性が乏しく実務実績が上がらない者など勤務に支障のある者については、降任、退職を求めるといった項目があるにはあるんですけども、公として採用された人間がどういう評価基準をもってそういう、あまり例というのは正直見当たらないように思うのですが、刑事事件とかそういった限り以外では聞いたことがないんですが、逆に言うと、何か学校独自のアンケートですとか、あるいは何かもうちょっとそういう警察沙汰とかじゃない形でこういう例が実際にあるのかとか、あるいはどういう基準をもってそういうことを考えていらっしゃるというものがあるのであれば、この機会に教えていただきたいというのが1点と。

あと、山形委員が今おっしゃっていた女性登用の話なんですけれども、この方針と方策と

両方ありますよね。県のとは別に松戸市立高等学校として方針と実施方策と両方あって、どっちが強いとかということではないんだとは思いますが、女性の管理職への登用を積極的に推進するという言葉も入っていて毎度見るんですけども、実施方策のほうは並列的に書いてあるんですよね。経験・年齢等にとらわれることなく云々という文章と一体化しているんですけども、これ、ちょっと違うんじゃないかなと実は私は思っていて、当然、見識に優れ資質に富む有為な人材の登用に努めるというのは、もう常々目標とするところで、女性の積極的な登用というのはいずれ消えてほしい項目だと思っているんです。決してこれは女性にとっても必ずしもウエルカムな書き方ではなくて、こういう実施方策とか方針にばちっと書いてしまうことではなくて、皆さんが意識して、平等と本当に言うのであれば書く必要性もないというのが基本なんだと思っているんですね。

ですから、実施方策のところこれを組込み式に一体化した文章で書いているということが、何となく違和感を持って感じて拝見いたしました。ちょっとそのあたりが別項目立てするとか、あるいは方針に書いてあるので書く必要性がないのか、あるいは実施方策として別立てで書いて方針としてはあえて、今は必要な時期ですけれども、いずれはなくなっていく項目として捉えて見ているとか、何かそういう考え方というか、取扱いの点ではどういうふうにお考えなのかをお聞きしたいと思います。

教育長職務代理人 よろしいですか。

学務課長。

学務課長 まず、ご質問ございました1点目につきましては、適格性に乏しく勤務状況の上がない者というところがございますけれども、これはもちろん懲戒等何か処分、そういったものに当たる者は当然なんですけれども、それ以外にも教科の指導力が不十分である、あるいは生徒や保護者との適切な関係がなかなか取り持てない等、そういった状況があまりに著しく発生しているような状況につきましては、観察また指導も含めまして経過的に指導を行って改善を求めているところでもありますけれども、そういった者がなかなか改善にならないというところが出てきた場合には、やはりこういった形の降任、退職等もあり得るということではありますが、すぐということではございませんので、指導しながらというところで確認をしていきたいというふうに考えています。現在のところでは該当はないというところがあります。

それから、2点目につきましては、女性職員の管理職への登用というところはおっしゃるとおりでございます。これが今後、時代の流れによって削除されていく当たり前のような社

会になっていくところが望ましいと思いますし、この後それを望んでいるところでございます。現時点では、県の方策、方針に沿って策定されているところでございますが、今後そのような形で県の動向も併せて踏まえまして、市のほうも対応を検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

教育長職務代理人 引き続きどうぞ。

武田委員 今のお答えをお伺いすると、この文言として書くことによって、万が一著しく指導力等に問題があることがどうしても改善されない場合は退職勧告もあり得ますということをおし伝えるために一文書かせていただいているというふうに捉えてよろしいということですか。

それと、もう1点のほうも、これは(2)のこの一文にまとめるという形で今は大丈夫というふうに思っているというのでしょうか。

教育長職務代理人 学務課長。マイクの前でお返事をお願いします。

学務課長 1点目につきましては、こちらは適格性に乏しいということがありましたら、こちらの学校とまた教育委員会のほうでその内容を確認し、最終的には任命権者のほうに報告をしながら対応をしていくということと考えております。

それから、2点目につきましては、お話の内容については理解しているところでございますが、現時点では県の方針に沿った内容として今回は表記をさせていただいているところでございますが、今後、県の方針等を踏まえて、その状況を見てまた検討は進めてまいりたいと思います。

以上です。

教育長職務代理人 引き続きどうぞ。

武田委員

あくまでも1校のことに対することですので、千葉はこれ県全体の話ですから、改善されただけであればとか、あるいはその目標に意識的に達し得るといえるときは、即切ってしまうてもいいんじゃないかなという項目と書いていただけたらいいなと。切るというのは、別に消すという意味じゃなくて、きちんと意識するという意味で文言として書かない時代が早く来ることが望ましいなと思っております。

以上です。

教育長 それはちょっと難しいかなと思います。

やはり千葉県には県立高校と市立高校が公立ではある。その2つは人事という面では県は同じ扱いを基本的には動かしているので、一方の文章にある、片方はない、これは一体どうなっているんですかと問われたら、すみませんと私は言うしかなくなってしまうのです。全く同じではなくてもいいと思うんですけれども、やはりその辺のニュアンスというものを考えながら文章を作っていけないといけないと思うので、お考えは分かりますけれども、難しいかなと今聞きながら思いました。

武田委員 なるほど。

教育長職務代理者 民間人と行政職の立場の違いみたいなものかもしれません。

武田委員 人事まで言われるとちょっと分からない部分が多くて申し訳ありません。

教育長職務代理者 そのほかいかがでしょうか。

中西委員どうぞ。

中西委員 遅れてきて申し訳ありません。

遅れてきたので、もう発言、質問があったのかもしれませんが、実施方策の2枚目の職種別の異動方策の2の(4)小学校及び中学校との人事交流を推進するとありますけれども、これは実績としてどの程度あるものなんでしょうか。

教育長職務代理者 人事交流の実績ということですが。

市立高校事務長。

市立松戸高校事務長 ご答弁いたします。

小学校についてはゼロ名なんですけれども、中学校については今7名ということになっています。

以上でございます。

中西委員 そうしますと、確かに高校と小学校って遠い感じがするんですけれども、これは小学校もやってみようということになるわけでしょうか。

教育長 今年はいませんが、二、三年前はいました。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第20号を採決いたします。

議案第20号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第20号は原案どおり決定いたしました。

それでは、説明者の方が入れ替わります。少々お待ちください。

◎議案第21号

教育長職務代理者 次に、議案第21号「松戸市文化財の保護に関する条例施行規則及び松戸市戸定歴史館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いします。

社会教育課長。

社会教育課長 議案第21号「松戸市文化財の保護に関する条例施行規則及び松戸市戸定歴史館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

提案理由といたしましては、松戸市における公文書の押印見直し指針にのっとり、市民等の負担を軽減し利便性の向上を目的として、行政手続における押印を廃止するためでございます。

経緯といたしましては、令和2年12月に内閣府より地方公共団体における押印見直しマニュアルが通知されました。このマニュアルを受けて令和3年1月に本市行政経営課にて、松戸市における公文書の押印見直し指針が作成されました。同年5月に同指針の改定が図られ、教育委員会内で上記の2本の規則が該当することになり、今回一部改正する規則の制定を提案したところでございます。

内容といたしましては、松戸市文化財の保護に関する条例施行規則で13様式、松戸市戸定歴史館条例施行規則で1様式の変更を提案してございます。なお、今回の改正につきましては紙申請であり、電子申請はございません。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

教育長職務代理者 議案第21号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか。

武田委員、どうぞ。

武田委員 直接的に関係ないんですけれども、いいですか。

ちょっと興味として伺いたいんですけれども、松戸市に無形文化財保持者という方は

いらっしゃるんですか、市指定の。

教育長職務代理者 いかがでしょう。松戸市指定の無形文化財保持者がいらっしゃるかどうかが、社会教育課長。

社会教育課長 現在、松戸市の指定無形文化財については、県指定として松戸市の万作踊り、市指定で松戸の三匹獅子舞が指定となっております。なお、個人を対象にしたものはございません。

以上でございます。

教育長職務代理者 よろしいですか。ありがとうございました。

そのほかございますでしょうか。

伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員 今回の改正は、全体的な公文書の押印見直しという方針に沿った具体的な動きということで歓迎すべきことだろうと思うんですが、今回のいろんな例が挙げられているものの中には、例えば経費の補助金の交付を受けたいので申請しますというような、金銭的にも相当動くような重要な申請とかもあると思うんですけれども、今までの押印というのは、いわゆる三文判というような、とにかくどこでも手に入るような名前の印鑑だったのですか。

もしそうであれば、形式的なものなので問題ないと思うんですが、例えば補助金の申請のようなものであれば、本人であることを証明するような何かそういうものを確保するための印鑑であったのであれば、それをなくしちゃうというのは、果たして本当にいいのかなという感じがしてしまいます。実質的には本人確認等はすべて行われていて、ただ形式的にこういう申請書を出させて、したがって三文判みたいなものでも全然問題ないということで実際今まで行われていたのであれば、全然問題ないとは思いますが、その辺をちょっとお聞きしたいと思っています。

教育長職務代理者 社会教育課長。

社会教育課長 まず、印鑑の種類につきましては、認め印でございます。

今回改正するのは13様式ですが、実は全部で17様式ございます。残りの4様式は変更しておりません。この4様式は、指定文化財の指定に関するもので、財産権に関するものは引き続き所有者の同意の署名押印が必要ではないかということをして市の法規担当とただいま協議中でございます。社会教育課といたしましては他市の状況も鑑みまして、そちらのほうは認め印ではございますが、引き続き押印するような形を取っていきたいと思っているところでございます。

以上です。

伊藤委員 分かりました。

教育長職務代理者 認め印だけでも、廃止するものと廃止しないものについてはきちんと検討した上でこういうことになっているということですね。

社会教育課長 はい。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第21号を採決いたします。

議案第21号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第21号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第22号

教育長職務代理者 次に、議案第22号「松戸市美術品等選定評価委員の委嘱について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いします。

社会教育課長。

社会教育課長 議案第22号「松戸市美術品等選定評価委員の委嘱について」ご説明いたします。

松戸市美術品等選定評価委員会条例第4条の規定に基づき、松戸市美術品等選定評価委員を委嘱するものでございます。

提案理由につきましては、令和3年10月31日をもちまして任期が満了することに伴い、後任者を委嘱するためでございます。任期につきましては、令和3年11月1日から令和5年10月31日までの2年間でございます。

提案いたしました委員候補者名簿につきましては、30ページのとおりでございます。今回は全員再任でございます。

お一人目は岩切信一郎氏でございます。岩切氏は新渡戸文化短期大学の元教授で、現在は國學院大學大学院講師を務めておられます。ご専門は近代日本版画史でございます。2010年

には著書「明治版画史」で芸術選奨文部科学大臣新人賞を受賞されております。

次に、木島隆康氏でございます。木島氏は東京藝術大学名誉教授を務めていらっしゃいます。ご専門は絵画修復でございます。迎賓館赤坂離宮や東京大学安田講堂等の油彩画作品の修復を牽引した実績がございます。

次に、木田拓也氏でございます。木田氏は武蔵野美術大学教授を務めておられます。ご専門は近代工芸史・デザイン史でございます。前職は東京国立近代美術館の学芸員で、数多くの展覧会を担当されました。現在は、大学において工芸、デザインにおけるアジアや欧米との交流等をテーマに研究されております。

次に、角田拓朗氏でございます。角田氏は神奈川県立歴史博物館の主任学芸員でございます。ご専門は近代日本美術史でございます。2009年には展覧会企画とカタログの論文により倫雅美術奨励賞を受賞しておられます。

最後に、西山純子氏でございます。西山氏は千葉市美術館の上席学芸員でございます。ご専門は近代日本版画でございます。学芸員として数多くの展覧会を担当し、2008年には展覧会企画とカタログ論文により、角田氏と同じく倫雅美術奨励賞を受賞されております。

この5人の候補者は、いずれも美術史研究等の各分野における第一人者であり、美術品等の収集に関する選定及び評価について適切なお審議をいただけるものと考えております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第22号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか。

武田委員、どうぞ。

武田委員 前回、1期目で2人変わられて、そのときと全く同じことなんですけれども、本当によくこういう方を探してきてくださるなというぐらい松戸市に収蔵されている美術品とそれに対して必要なことを本当にきちんとやったださる方たちを選んで下さっているなと思っております。どういうふうにかスカウトしていらっしゃるのかなと、本当にいつもそちらのほうに気になるような、日々どういうリサーチをしてこういう方たちを探していらっしゃるんだろうというところが逆に気になる場所ですが、本当にご尽力くださっているんだなと思って感謝申し上げます。

以上です。

教育長職務代理者 ご意見というか、感想でよろしいですか。別に質問ではないですね。

武田委員 はい。

教育長職務代理者 ということですので、引き続きご努力をお願いいたします。

そのほかいかがでしょうか。

山形委員、どうぞ。

山形委員

これも毎回確認ですが、年何回ぐらいこの選定評価の会議等がされているかというのが1点目と、2点目が、板倉氏の大きな寄贈があったと思うんですけども、そのときにもご尽力いただいたと思うんですが、その動きについても委員の選定には関わらないと思うんですけども、お話し合えたらと思います。2点です。

教育長職務代理者 社会教育課長。

社会教育課長 まず、選定評価委員会は年に1回、毎年2月頃実施してございます。審議の流れは、寄贈の申出の時期が2月前でございましたら、その年度の評価委員会にてご審議いただき、美術品として備品登録という流れになります。2月を過ぎてからの申出でありますと、年に1回ですので次の年の2月にご審議いただくということになります。

今度の2月の委員会は、昨年2月から今度の2月までの間にご寄贈や購入を検討した作品について審議していただくわけで、現時点では板倉鼎、須美子の作品と長田国夫作品などの審議を依頼するため、今、美術館準備室で準備を進めているところでございます。

以上でございます。

山形委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 では、ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第22号を採決いたします。

議案第22号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第22号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第23号

教育長職務代理人 では次に、議案第23号「指定管理者の指定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いします。

社会教育課長。

社会教育課長 議案第23号「指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

31ページをお開きください。

提案理由でございますが、松戸市文化会館及び松戸市民劇場の2つの施設の指定管理者の指定期間が令和4年3月31日をもって満了となりますことから、指定期間満了後の指定管理者を指定するためでございます。指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を得なければならないと規定されておりますことから、令和3年12月定例会市議会に議案を提出し、議会の議決を求めるよう市長に申し出ることをご承認いただくためにご提案をさせていただきます。

詳細につきましては、32ページをご覧ください。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、松戸市文化会館及び松戸市民劇場でございます。指定管理者の候補者は、公益財団法人松戸市文化振興財団でございます。以下、文化振興財団と呼ばさせていただきます。指定期間につきましては、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間を予定しております。なお、指定管理者の候補者の選定に当たっては、指定管理者候補者審査委員会を開催し、文化振興財団を随意指定としたところでございます。

次に、選定の経過についてご説明させていただきます。

まず、松戸市指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第2項の規定により、指定管理者候補者審査委員会に諮問いたしました。審査委員会の構成メンバー6人につきましては参考資料に記載のとおりでございます。指定管理者候補者の審査につきましては、審査委員会を2回開催し、書類審査及びプレゼンテーション審査を併用する方法で実施し、一問一答の質問時間を設け総合的に審査していただきました。また、財団の経営状況につきましては、中小企業診断士による経営診断を実施の上、安定経営である旨、審査会に報告いたしました。それらを踏まえた上で、最終協議を行っていただき、審査結果の答申をいただいたものでございます。

審査基準及び審査結果について、34ページの参考資料をご覧ください。

松戸市文化会館及び松戸市民劇場指定管理者候補者評価一覧でございます。

一番左に選定基準とございますが、これは条例第4条に定められている基準の6項目でございます。各項目それぞれ20点を配分し合計評価点は120点となっております。

左から2列目、評価項目・評価視点でございますが、これは条例第4条及び松戸市教育委員会指定管理者の指定手続等に関する規則第3条に定められた基準の基に18項目を審査委員会の審議を経て設定させていただきました。この項目ごとに各委員が零点から3点までの4段階の評価点を記入することとし、評価した結果につきましてはお手元の資料のとおりでございます。120点満点中、獲得点数は96.4点、約8割でございました。

あらかじめ審査委員会において最低基準点72点、6割と定めており、その基準点をクリアしております。この結果に基づき、文化振興財団を指定管理者候補者に指名するとの答申をいただいたものでございます。

今後の予定といたしましては、審査委員会の答申に基づき、文化振興財団を指定管理者に指定する議決の前に仮協定書を締結し、指定議案の議決後に仮協定書を本協定書として取り扱うこととなります。

最後に、管理代行料でございますが、こちらにつきましては33ページの参考資料の6、事業計画による収支予算額として記載してございます。4年間の合計は23億3,412万6,000円でございます。この管理代行料につきましては、あくまでも候補者の事業計画上の予算でございまして、今後の財政当局との協議、査定結果等を基に11月の教育委員会議の議案においてご審議いただきまして、12月定例市議会に債務負担行為を要求する補正予算の議案を提出する予定でございます。

以上、ご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第23号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか。

中西委員、どうぞ。

中西委員 34ページの評価表を見ますと、1人辛口の委員の方がいらっしゃるようですが、これは審査の過程でどういうことを発言されたのか、そもそも何か発言をされる場があるのかわからないんですが、何か発言されていたらどんなことをおっしゃったのか聞ければなと思いました。例えば、宣伝、広報が不足しているというふうにご委員の方は判断されていたりするわけですので、もし何か記録があれば伺えるでしょうか。

教育長職務代理者 d委員と記載のある方のことだと思われそうですが、もちろんその方を

含めていろんな方のご意見がもし伺えれば、具体的なご発言が伺えればということですがけれども。

社会教育課長。

社会教育課長 評価点の点数の低い委員さんもいらっしゃいますし、高い委員さんもいらっしゃって様々です。点数の低い方だけでなく全審査委員から意見をいただいております。

具体的には、「長期的にどういうホールにしていくのか具体的なビジョンを描いてほしい、そのためにはそれができる人材を確保する、あるいは育成していく必要があるのではないか」、また、ほかの方から「人口は減少していく中で何か特徴的で個性的な実験をしていく気で取り組まないと生き残れない。次の4年間で成功した部分を見つけていただいて次に向けてより具体的なものを提案して欲しい」、また別の方は「守りに入らずもっと挑戦的に事業を展開してほしい」、また別の方は「コロナもあるが、可能な限りチャレンジして欲しい」などのコメントをいただいております。

広報などのピンポイントなご回答はいただけなかったのですが、厳しいご指摘をいただいた部分につきましては、もっと社会教育課としても努力する必要があると考えておりますし、その点を認識しながら指定管理開始時期まで少し時間がございますので、財団に対して体制や環境など整えるよう指導してまいりたいと思っております。

以上でございます。

中西委員 先方に伝わるような形でやっていただければと思います。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

武田委員、どうぞ。

武田委員 前回も同じ指定業者だったと思うので、大分長い期間お願いする形になると思うんですけれども、そろそろ森のホール21も改修を考えなければいけないような時期に差しかかってくる、年数的にそういうことも考えていかなければいけないということも含んでこれからの4年間は考えていかなきゃいけないんだと思います。

それで、今年度から「音楽のまち まつど」というのを大々的に掲げていくわけで、このホールの存在というのは非常に大きな位置を、占めていくという中で、今までどおりでは絶対に困ると思います。

個人的な意見というのは置いておきます。そうではなくて、やはり評価にばらつきがあるということはいろんな思いがあるということで、この評価の一覧を見せていただきました。

今後改修するときどういうホールにしていきたいのかという目的意識がないと改修工事のレベルというのも決められないと思うんですよ。傷んだところを直すというのは昔ながらのやり方であって、例えば音響のレベルがどのぐらいまで今度改修するならレベルを上げていきたいのかとか、市立のホールのレベルでもNHKの「クラシック倶楽部」なんかにも取り上げられているようないいリサイタルを企画しているところもあります。大ききだけじゃなくて、小ホール、大ホール、いろんな形での活用方法というのを音楽のまち まつどうとう以上は、どういう目的とか理想を持ってこのホールの活用とあの広場の活用をしていくのか、真剣に考える局面に来たんじゃないかなと思うところで担っていただく4年間ですので、いろんなイベントとかにもきちんと参加していただいて、今までどおりの指定管理というのではない、踏み込んだ形をお願いしたいと思います。

以上です。

教育長職務代理人 ありがとうございます。

先ほど審査委員会からのご議論でも、今後どうやっていくのかを真剣に考えるべきだという意見が出たという話がありました。同じように改修を含めて今後のホールの利用についてさらに挑戦的、戦略的というか、そういう検討をしていただきたいということですね。

武田委員 そうですね。理想像をきちんと持っていただきたいです。

教育長職務代理人 というご意見でしたので、この指定管理者は考えなきゃいけないことだろうし、教育委員会としても考えなきゃいけないことなんだろうと思います。よろしくお願ひします。

そのほかいかがでしょうか。

山形委員、どうぞ。

山形委員

中西委員と同じところを確認しようと思っていたんですが、意見のほう聞いて、守りに入らないとか、長期ビジョンとかというコメントと、やっぱり辛口でいていただくことってすごく大切だと思うんです。去年の同じだったからよかったというよりも、もっと前向きにコロナの時代で生き残れるためにはどうしたらいいんだろうかというところを見ていく視点が同じ業者だからこそより必要になってくると思うので、その辺は社会教育課のほうでどんどん後押しはされると思うんですけれども、一市民として、とても森のホール方面への人の流入が以前に比べて多くなっていて、以前遊具がないときは平日は本当に誰もいないぐらいでしたが、人が少ないのはコロナの影響もあったんですけれども、その以前からもほとんど

ランニングしたりとかウォーキングしているような方たちばかりだったのが、今は、人が増えていて土日なんかは本当にびっくりするぐらい増えているような状況です。ハード面の部分だけではなく、ちょうど広報のところのソフト面の部分の中でのホームページも何年も同じ業者だからこそ何年も変わっていないんじゃないかな、予約システム等変わっていないんじゃないかなというのを一市民として感じている部分でありますので、その辺なんかは重々分かっていらっしゃると思うんですけども、公園が充実して利用者が増えているからこそ、またコロナだからこそ、松戸市で市内で楽しめる場所、安心して楽しめる場所の拡張というのが市民サービスの中でも重要ですし、公園、音楽、家族、その先にいる子供、そのビジョン、そして長く暮らしたいとか、ここが居心地がいいというようなところで自然に文化が香るといふところにも帰結していくような流れに、大きな流れになっていくと思うので、その辺も含めてぜひこの今後の4年間も頑張っていたいただきたいなと思いました。感想、意見です。

以上です。

教育長職務代理者 公園はまた全然管理が別なんですよね、恐らく。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 ありがとうございます。ご意見だったと思います。

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 では、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第23号を採決いたします。

議案第23号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第23号は原案どおり決定いたしました。

◎報告等

教育長職務代理者 次に、報告等です。

説明者が替わります。よろしくお願ひします。

では初めに、「みんなHAPPY標準服(制服)ギャラリー」についてです。

教育研究所長。

教育研究所長 よろしく申し上げます。

標準服の展示会ということで、お手元にご案内があると思います。今週土曜日、日曜日に2日間でございますが、展示会のほうを実施させていただきます。既にホームページのほうにもこのチラシのほうは掲載してございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

以前にもお話しいただいたと思いますけれども、そういうお知らせです。

何かご意見とかご質問とかございますでしょうか。

山形委員、どうぞ。

山形委員 山形です。

令和5年に向けての大きな動きの中で、当事者になる子供たちからたくさん意見をいただくことというのは大切なものと、大人の価値観のほうをリセットというか、マインドセットということで整え直すために制服の在り方、イラストの中にあるような意見が本当の現状なのかなとか、持続可能性の世界のところからという話が広がるんですが、LGBTQの配慮の部分が多く取り上げられるような背景はあるんですけれども、LGBTQ自体も今SOGIEという言い方になってきています。

マイノリティーの方たちだけの問題とか、そういうことではなくて、全ての人のこと、SOGIEについては、セクシャルオリエンテーション・性志向、ジェンダーアイデンティティー・性自認、ジェンダーエクスペッション・性表現といいます。性表現というのは服装や言葉遣い、態度、かなりジェンダーに大きく影響があります。性教育のほうもかなり近年増えてきて、内閣府の動きがあるからなんですけれども、その中でのジェンダーエモーションの大きな位置づけとする制服、小学校までは自由だったのが突然中学になるというところの中での選択肢の広がり、そういうものが選べるようなスタンスを市が持っている、市の教育現場が持っているというところの風を感じる大きな動きだなと思うところと、1点、また令和5年といいながらも、現場でも何となくこういうことがある中で、学校の先生や保護者が変わっていくことで、今困っているお子さんにも何か助けになるような発信をこれからも続けていっていただきたいなと思いました。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。ご意見だったと思います。

ジェンダーとかということについてだと、本当に多分ここ10年ぐらいですごく大きく認識

が変わっていて、なかなか我々のような高齢男性はついていけないところもなくはないんですけれども、教育の現場ではやっぱり重要なことだと思いますので、変わっていかなくやいけないところは変えていかなくやいけないことだとも思っております。

中西委員、どうぞ。

中西委員 今はこういうのをやりますというご説明だけだったんですが、アンケートというのも入っていますが、これはどういうアンケートをやるのか、あるいはこのイベントの結果をどう生かしていくのか、具体的には言えないのかもしれませんが、そのあたりのことを少し伺えるでしょうか。

教育長職務代理者 アンケートをどのようにして取られたかとか、結果をどのように反映させていくのかというようなご質問でしょうか。

研究所補佐。

教育研究所補佐 アンケートの内容につきましては、結果含めてホームページのほうに掲載しております。この結果を踏まえて、新しい在り方の制服、これは選択肢の一つということになりますが、この仕様等に生かしていくということを考えております。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。よろしいですか。

そのほかいかがでしょうか。

(「これで出てくるやつ」の声あり)

教育長職務代理者 このQRコード。

教育研究所補佐 ありがとうございます。

展示会を見終わった後にこのアンケートもやっていただいて、さらにウェブの展示会というものも明日からホームページに公開をされます。それを見た後にもこのアンケートを答えていただけるようになっております。

前回やったアンケートは児童生徒、保護者抽出で行っておりますので、どなたでもご意見がいただけるようにという考えでこちらのほうにはアンケートの記載をさせていただいております。

以上でございます。

教育長職務代理者 すみません、聞き漏らしたかもしれませんが、このチラシとかこういうことをやりますよというお知らせは、全中学生に知らされていることなんでしょうか。

教育研究所補佐 各学校、児童生徒を通じて全て案内をさせていただいております。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員 今回の展示会は、メーカー7社のモデルが出るようなので、実際7着なのかもっとあるのかどうか分かりませんが、この展示会というのは一連の制服をめぐる議論の一環の中に位置づけられると思うんですけれども、全体的にこれは制服をもうやめるというのも一つのオプションに入れた上での一連の流れの中での動きなんでしょうか。あと、スケジュール感というのはどういうふうになっていましたか。

教育長職務代理者 研究所補佐。

教育研究所補佐 制服をやめるということについても選択肢の一つであるというふうに考えております。ただ、児童生徒、保護者の意見を十分踏まえた上で、各学校のほうにご判断いただければよいかというふうに考えております。

伊藤委員 ですから、そういう判断をしてもらう流れの中での今回の展示会というのはどういう位置づけなんですか。

教育研究所補佐 その選択肢の一つである例えば制服をジェンダーフリーとか、そういうことを踏まえた上で新しい在り方で、変えるとすればこういうものがあるんじゃないかというようなことになるかなと考えます。

伊藤委員 今回の展示会の中でどれがいいかを選ぶわけではない。

教育研究所補佐 そういうことではございません。

伊藤委員 ちょっと何となく位置づけはよく分からないんですけれども、そういう議論を盛り上げるための一つのイベントみたいな感じでしょうか。

教育研究所補佐 広くこういう形のものもありますということもお知らせをいたしますし、展示会の中では現状の制服の展示、あと少ないですが私服の展示ということもいたします。あらゆる可能性がありますよということで、在り方を考えていただきたいというような内容の展示会ということでございます。

伊藤委員 そうすると、全体にいつ頃決めるというか、それともまだそこはオープンなんでしょうか。

教育研究所補佐 一応今年度がこの委員会を主にした検討期間で、いろんな在り方等こういう形がありますよということで、来年度以降が各学校の検討期間、早い学校で令和5年度より在り方を変えて新しい標準服を制定していくと。

伊藤委員 各学校ごとなんですね。

教育研究所補佐 各学校ごとということになります。

伊藤委員 分かりました。

教育長職務代理者 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 では、次のご報告に移ります。

続いて、「新型コロナウイルスに関する社会教育施設及び学校の現状について」です。

生涯学習部長。

生涯学習部長 私からは、社会教育施設の感染対策に伴う対応などについて、本日時点でのご報告をいたします。

ご案内のとおり、緊急事態宣言が解除されましたので、基本的な感染対策は継続し、段階的に通常運営に戻しつつある状況でございます。

資料は、裏表の1枚のもの、1頁、左上に大会・イベント・講座等の実施状況と記載のものでございます。赤く記載した部分が、更新しているものでございますが、そこを中心に、ご案内いたします。

はじめに、大きな1段目、博物館でございます。2段目の企画展「古墳時代のマジカルワールド」につきましては、記載の会期、場所で開催中でございます。

続きまして、その下の下、講座につきましては、吾妻鏡を読むと古文書を読む（近世中級編Ⅰ）につきましては、記載の会期、場所、定員で開催済及び開催予定でございます。

続きまして、その下、講演会につきましては、企画展記念講演会「古墳時代の葬送儀礼」を10月30日に予定しております。

続きまして、その下、博学連携事業の「博物館でアート」につきましては、10月16日に予定しております。

次に、その下の大きな段、生涯学習推進課でございます。2段目の青少年向け講座につきましては、秋の青少年教室を7講座実施予定しており、1講座実施中でございます。

続きまして、その下、シティ・ミニコンサートにつきましては、10月は中止し、11月以降については検討中でございます。

次に、その下の大きな段、社会教育課でございます。1段目の旧齋藤邸での講座につきましては、古民家「旧齋藤邸」を描こうを記載の日程で予定しております。

次に、その下の大きな段、図書館でございます。

記載の4つのおはなし会につきましては、10月は、調整ができず中止でございますが11

月には再開する予定でございます。

次に、裏面の2頁の施設の運営状況でございます。緊急事態宣言が解除され、市内公共施設の運営に係る市の方針といたしましては、今月24日までは、一定の制限を残すというものでございます。その主な制限の一つとして、定員については、半数制限を残すというものでございます。このことから、教育委員会所管の社会教育施設につきましても、資料に記載のとおり、運時間を通常に戻し、定員につきましても、半数制限を維持したというものでございます。

最後になりますが、前回のご報告と同様に、感染状況の変化やワクチンの接種状況などにより、急遽の制限、または逆に緩和も予想されますので、ご理解頂きたいと存じます。

以上、ご報告といたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

学校教育部長、お願いします。

学校教育部長 それでは、プリント1枚用意させていただきました。

学校における新型コロナウイルス感染症報告についてです。よろしくお願いいたします。

前回9月22日の教育委員会議のときにも報告させていただきましたが、それと重複するところもありますが、よろしくお願いいたします。

まず、9月の学校からのPCR検査等の報告数は390件になります。陽性者ですが、児童27件、生徒11件、同居人102件ということで、家庭内感染がまだ9月は多く見られた状況でした。

学級閉鎖等につきましては、学級閉鎖等は43件ありました。小学校が22件、中学校が21件という状況でございます。43件のうち8件につきましては、小学校3件、中学校5件は本人が陽性で閉鎖ということでしたが、それ以外の35件につきましては、同居人陽性のため児童生徒が濃厚接触者に特定される、それによって閉鎖になるというような状況が見られます。濃厚接触者から検査を受けて陽性者になった場合も何件か見られましたが、そのような状況がありました。9月に入り減少傾向が見られ、9月の最後の週は陽性者の報告はありませんでした。

また、学習支援が必要な児童生徒の対応につきましては、前回9月22日に報告させていただきましたけれども、今までの個別の支援とともに、タブレット端末を活用しましたオンライン授業等、学校のできることを踏まえて順次進めておりました。

続きまして、10月1日からの教育活動についてですが、感染症対策を継続させながら、市

の教育委員会のガイドラインにのっとり、現在は通常授業を実施しております。特に学習活動については、接触、密集、近距離での活動についてはガイドラインにのっとり必要に応じて注意して行うというふうにしております。

続きまして、部活動につきましては、これも新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえまして、生徒の気力、体力の回復を図りながら段階的に現在実施しております。平日が90分以内、土日祝日等を含めました休日は昼食を挟まないで3時間以内の活動ということで段階的に活動を始めております。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明についてご意見とかご質問があれば、いかがでしょう。

伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員 学校関係なんですけれども、43件中8件の本人陽性があったということなんですけれども、いずれも皆さん無症状というか、あるいは軽症なのか、その辺のところは差し支えない範囲で教えていただければ。

学校教育部長 児童生徒の陽性者につきましては、今、伊藤委員さんがおっしゃったように無症状または軽症の状況、ちょっとすみません、件数は無症状が何件というのは今ちょっとメモがないんですけれども、そのように聞いております。

教育長職務代理者 私の記憶違いかもしれませんが、児童が陽性者であれば学級閉鎖で、児童が濃厚接触者の場合は学級閉鎖にしないことにしたんじゃないかなかったですか。

学校教育部長 それは緊急事態宣言が解除されているときはその対応ですけれども、9月中は緊急事態宣言中でしたので。

教育長職務代理者 そういうことですか。

そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 では、本日予定していた議題は以上です。

◎その他

教育長職務代理者 それでは、その他に移ります。

事務局より何か報告ありますか。

社会教育課長。

社会教育課長 まつど音楽フェスティバルの開催についてご説明させていただきます。

2月の総合教育会議においてご報告させていただきました社会教育課の新規事業でございます。開催日時は令和3年11月6日土曜日の9時30分から16時までで、会場は森のホール21の大ホールと21世紀の森と広場でございます。

お手元に配付させていただきましたリーフレットをご覧ください。

ちょっとこれがまだ完成版でございませんので、少々時間等変更になる場合がございますが、完成いたしましたらまたお配りさせていただきます。

各会場における出演者とプロフィールとタイムスケジュールが記載されております。今回の出演者は全国大会等で優秀な成績を収めている市内の中学校、高等学校をはじめ市内で活動する市民音楽団体、松戸市在住でプロとして活躍する音楽家の方々などでございます。

大ホールでは、「1867～御代に花咲く」と題した渋沢栄一と徳川昭武の出会いの場面を演奏会形式によるオペラにした作品を上演いたします。また、本フェスティバルの開催の趣旨でございます音楽のまち まつどの醸成に向け、音楽の裾野が子供から大人まで広がるよう音楽鑑賞だけでなく市民が直接音楽に触れることができる3種類のワークショップを開催するほか、ちまたで人気のストリートピアノ、ここではフリーピアノと呼ばせていただいておりますが、それも設置してございます。その他、キッチンカーの出店も予定しており、秋の休日を一日中ご家族で過ごしていただけるような仕掛けを実行委員会において検討してまいりました。

開催に当たりましては、緊急事態宣言も解除となり気候もよいことから多くの方がご来場されると予測されます。コロナ対策として会場整理員の配置、手指の消毒、ソーシャルディスタンスの確保、マスク着用の徹底のほか、ご来場できない方に向けてライブ配信や録画配信も実施予定でございます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ恐縮でございますが、ぜひご来場いただきますようご案内させていただきます。なお、広報掲載が10月15日号、28日定例記者会見を実施する予定となっております。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

何かすごいイベントができそうな感じで、喜ばしいことだと思います。ありがとうございます。

よろしいですか。これについては何かご質問とかありますか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ありがとうございます。

委員からの報告ということで、まず私からでよろしいですか。

会議の冒頭、教育長からもちょっとご紹介いただきましたけれども、医師会でやっている事業ですけれども、平成27年度からまちっこプロジェクトという事業を医師会でやっております。お配りした資料は、このまちっこプロジェクトが杉浦記念財団とってスギ薬局という全国的な薬局チェーンがありますけれども、そこがバックというか資本を出して、お金を出している杉浦振興財団というところから表彰を受けましたので、そこに出した活動報告書です。

この委員会でも時々報告させてもらっていますけれども、中西委員には多分お話しするのは初めてだと思いますので、簡単に説明いたします。まちっこプロジェクトというのは医師会会員が市内の小中学校に行って健康教育授業を行うというものです。平成27年度に始めて、そのときは認知症と命の貴さ、主にがん教育なんですけれども、その2つのことをテーマにして授業を始めました。

昨年度は、学校に行って授業を行うということが非常に難しかったので、新しく感染症の授業というのをつくって、そのデモ授業をDVDに収めて各学校に配るということを行いました。

これはもちろん学校に行って医者が医者立場で健康教育を行うということなんですけれども、真のというか裏の目的がありまして、宿題として子供たちに今日習ったことをおうちの人に話をしてくださいというのと、あと例えばがんになって余命半年と診断されたら、あなたはどこでどうやって過ごしたいですかというようなことをおうちの人にインタビューしてくださいということを宿題としています。親御さんなどが子供と一緒に宿題に取り組むことで、子供だけじゃなくて大人も教育しよう、大人健康意識も高めようというような目的があります。

そういうことを平成27年からやっています、今回こういう賞を頂きましたのでご報告です。今年度ももちろん引き続きやっていくことになっております。ただ、今年度もまた本当に実際に授業ができるかどうかはちょっとまだ確定的ではありませんけれども、各学校から希望を取って、今のところ多分10校ぐらいではできそうかなという感触を得ております。

以上です。

では、伊藤委員、お願いいたします。

伊藤委員 では、私のほうからは1点だけ。

学校訪問をコロナの関係で1年以上できなかつたんですが、久しぶりに小学校と中学校を1校ずつ訪問させていただきましたので、その簡単なお報告をさせていただきます。

1つは、南部小学校で、9月16日に行きました。

生徒数359名ということで、それほど大きな小学校ではないんですけども、ただ江戸川とちょうど外環の間の上矢切になるんですか、その地区に住宅が増えて、生徒の数も少しずつ増えているというふうなお話でした。

それで、注目されたのは教育課程で少人数指導を行っているということで、5年生はちょうど1学年60人ですので普通は2クラスなんですけれども、それを3クラスに分けてより少ない人数で勉強しようということで、算数のクラスをそういうふうに行っているということでした。それで、6年生も同じように行っているんですが、6年生についてはその3つのクラスを習熟度別に少しずつ学習のレベルをちょっと違うような形でやっているということで、先生方は非常に負担は大変なんですけれども、成果も上がっているということでした。

それから、もう一つ、家庭学習の点で、やはり生徒たちは最近自宅での学習、自習がなかなか身につかないというふうなものもあると思うんですが、学校のほうから一つの刺激になるようなマイチャレンジウイークというふうなことで、1か月に1週間だけちゃんとやりましょうと時間を決めて、学年掛ける10分ですので、5年生だと50分、そういうふう指定して、やった記録をカードに記入して学校に出します。さらに保護者にも感想を記入してもらいますので、生徒としてはそれをやらざるを得ないということで、言ってみれば、そういうことを通じて家庭学習が身につくということで、一つの面白い試みかなというふうに思いました。

それから、これは皆さんは見慣れていることかもしれませんが、小学生全員が1つずつタブレットを持って、先生が声をかければ一斉にぱっと起動させて、その画面を出して、すぐタブレットを的確に利用できるというのは、私にしてみるとちょっと驚きみたいな光景で、そういうタブレットの利用というのはこれからもどんどん広まっていくんだろうなと感じました。

それから、各クラスの授業風景を見て感じたことですが、先生の質問に対しても、先生もびっくりするぐらいいっぱい手が挙がるというふうなこともございましたけれども、非常に皆さん元気で活発な様子が見えました。

それから、もう一つ、栗ヶ沢中学校ですけれども、ここは生徒数368名ということで、中学校の規模としては比較的小さい学校でした。

ちょうど小金原団地があるところで、近隣の他の4校、栗ヶ沢小学校、根木内小学校、貝の花小学校、根木内中学校との連携を5校で進めて、学力向上に向けてのいろんな取組をやっているということでした。最近ではコロナ禍の影響で5校連携の動きは滞っているようですが、そうした試みが成功し、学力向上という面で成果が上がることを期待したいと思っております。

それから、栗ヶ沢中学校には3年前にも訪問したんですが、ちょうどそのときに数学と英語の教科で習熟度別にそれぞれクラスを分けているということで、私はそのとき非常に新鮮な感じをして受け取ったんですけれども、今回はそれをもう今年度からやめているということでした。

そういう習熟度別に学習をするというのが先生方の負担が大きいことや、また、学力向上に向けて実際に成果があったかどうかを検証できなかったということが、取りやめた主な理由だということでした。実際松戸市の中学校でこうした習熟度別学習をやっているのは全体の二、三割程度だということで、それほど多く広がっていないというのは、やはりプラス面もあると同時にマイナス面というか、負担の面とか、あるいは保護者の反発とかいろいろあると思いますけれども、そういったところがネックになっているのかなということで、学力向上に向けてのひとつの試みだと思うんですけれども、やっぱりそういうマイナス面が多くて、それほど広まっていないのかな感じました。

それに代わるものとして、栗ヶ沢中学校では小グループの活用ということで、クラスの中で小さなグループを作って、そのグループ内でいろいろ議論をして解答を見つけたり、疑問点をいろいろ出し合ってお互いに勉強する、刺激し合うというような形でいろいろ勉強している。そういった試みを通じて学力向上につなげていきたいということですが、グループも、固定化させないで、いろいろ組み合わせを変えることも必要で、そういったところを先生方が工夫しながら、あるいはクラスによって、あるいは学科によってそれぞれ違うのかなという感じがしましたが、そういう取組がどういう成果が上がるのか、期待したいというふうに思っております。

それから1点、栗ヶ沢中学校はあしたから3年生が修学旅行に行くということで、松戸市では今年度初めての中学の修学旅行ということでした。コロナをめぐる状況が少しよくなって3年生の修学旅行が当初はもっと早い予定だったんですが、やっと10月になって行け

るということで、3年生の生徒の皆さんも何となくうきうきしているような感じでした。

それから最後にもう一つ、給食を久しぶりに頂きましたが、今日はどんなメニューで、お米も千葉県の新米ですとか、どういうふうに作られたとか、そういったいろいろなメッセージを小さなきれいな紙に書いたのをテーブルの上に置いていただいていたうれしかったし、現に非常においしかったので、こういう給食なら毎日でも食べたいなというふうに思った次第です。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

特にご質問とか、よろしいですか。

それでは、議事進行を教育長にお戻しいたします。

教育長

それでは、次回の教育委員会会議の日程についてです。次回の教育委員会会議は、令和3年11月17日の水曜日午前9時30分より、こちら5階会議室で開催してはどうでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、確認します。

令和3年11月定例教育委員会会議は、令和3年11月17日水曜日午前9時30分より、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

教育長 以上をもちまして、令和3年10月定例教育委員会会議を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 3時45分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員